

やまなし結婚支援コーディネーター業務委託に係る企画提案公募要領

1 目的

本業務委託は、結婚を希望する若者が安心して希望通り結婚できる社会を実現するため、山梨県法人会連合会が山梨県から受託した「やまなし縁結び応援ネットワーク運営業務」を実施する上で必要となる「やまなし結婚支援コーディネーター」（国名称 結婚支援コンシェルジュ）を配置し、県内市町村・企業・団体における出会い・結婚支援の取組促進に必要な働きかけを行うことにより、本県の結婚支援事業の推進を図ることを目的とするものである。

本要領は、やまなし結婚支援コーディネーター業務の実施について、より高い効果が得られる受託者を選定する必要があることから、企画提案公募（プロポーザル方式）により広く募集し、内容を評価した上で最も優れた受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本企画提案公募については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）他関係法令の定めるところにより、山梨県法人会連合会が運営する「やまなし縁結び応援センター」が実施するものである。

2 委託業務の内容

やまなし結婚支援コーディネーター業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 募集人数

2名以内。ただし1団体あたりの応募は1名とする。

4 業務委託料上限額

760,884円（消費税及び地方消費税額含む。）

※ 上記額は1名あたりの額とし、週あたり8時間の業務従事を想定している。

※ 業務上必要な旅費は、上記金額とは別に手当することとし、その額は年間300,000円程度とする。また、業務上使用する車両は別途用意する。

※ 委託契約額の上限額は、今後、県予算の状況により変更することがある。

5 委託期間

契約日から令和7年3月31日まで

6 参加資格要件

- ・ 本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。
- ・ 本件業務が効果的に実施できる体制が整えられていること。
- ・ 本件業務の実施に支障が無い経営状況にあること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に定める者に該当しないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ・ 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規

定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。

・都道府県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

※上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合は、応募を認めないことがある。

7 スケジュール

5月22日(水)	募集開始
6月3日(月) 17:00	参加申込書提出期限(参加資格を書面で審査します)
6月10日(月)	参加資格審査結果の通知
6月12日(水) 17:00	質問受付期限
6月24日(月) 17:00	企画提案書提出期限
6月26日(水)以降	企画提案プレゼンテーション審査
7月3日(水) (予定)	採択通知・契約締結・事業着手

8 企画提案の応募に関する書類提出等

(1) 担当部署(書類提出先・質問受付)

〒400-0032 山梨県甲府市中央4-12-21 山梨県法人会連合会内
やまなし縁結び応援センター

電話 055-234-5790

電子メールアドレス msc-yamanashi@abeam.ocn.ne.jp

(2) 参加申込書類の提出と参加資格審査

ア 参加申込書類

本件企画提案募集に応募する者は、参加資格を審査するため、次の書類を提出すること(各1部)。

- ・ 参加申込書(様式1)
- ・ 誓約書、役員名簿(様式2-1・2-2)
- ・ 財務諸表(直近2期分)
- ※ 損益計算書、貸借対照表、附属明細表
- ・ 会社概要が把握可能な書類(会社パンフレットなど)
- ・ 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類
- ※ 都道府県税の納税証明書(県税に未納がない旨の証明書)、国税の納税証明書(その3の3)

イ 参加申込書類の提出期限・提出方法

- ・ 提出期限 令和6年6月3日(月) 17:00必着
- ・ 提出方法 郵送又は持参
- ※ 持参の場合の受付は、木・金・祝祭日を除く12:00から17:00とする。

ウ 参加資格審査

- ・ 参加申込書類により審査を行う(書面審査)。
- ・ 選定方法は、別紙「やまなし結婚支援コーディネーター業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査の基準(参加資格審査)」のとおりとする。
- ・ 審査の結果は、各参加申込者に連絡する。

(3) 企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、質問書(様式3)により受け付ける。

- ・ 受付期限 令和6年6月12日（水）17：00必着
- ・ 質問方法 電子メール
- ※ 電子メールの件名には「やまなし結婚支援コーディネーター業務委託企画提案質問」と記すこと。
- ・ 回答方法 受け付けた質問とそれに対する回答は、原則として参加資格審査により選定された全ての企画提案者に対し、電子メールにより送付する。回答は令和6年6月18日（火）17：00までに行う。
- ・ その他 電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合の質問などは、一切受け付けない。

（4）業務提案書類の提出

ア 業務提案書類

本業務に企画提案をする者は、業務提案書（様式4）に次の書類を添付し提出すること（各1部）。

- ・ 企画提案書（様式4-1）
- ・ 見積書（任意様式・積算内訳を記載）
- ・ 上記、企画提案書、見積書の電子データを記録したCD-R等

イ 業務提案書類作成上の注意点

- ・ 企画提案書の様式に記載された留意点と必須記載項目を厳守のうえ、作成すること。
- ・ 見積書は企画提案者名や住所などが記載された一般的な内容とすること（名称や住所など、企画提案者が特定できる情報を隠したうえで審査委員に配付する）。
- ・ 見積書には、業務仕様書「4」の項目を踏まえてそれぞれの経費明細を記載すること。

ウ 業務提案書類の提出期限・提出方法

- ・ 提出期限 令和6年6月24日（月）17：00必着
- ・ 提出方法 郵送又は持参
 - ※ 持参の場合の受付は、木・金・祝祭日を除く12：00から17：00とする。
 - ※ 提出先は「8（1）」のとおりとする。

エ 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合は、企画提案は無効とする。

- ・ この要領に定める手続きに適合しない場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合

（5）選定方法等（企画提案審査）

- ・ 別紙「やまなし結婚支援コーディネーター業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）」のとおりとする。
- ・ 企画提案審査は、提出のあった企画提案書と見積書をもとに、短時間のプレゼンテーションと質疑応答により行う（6月26日（水）以降の日を予定）。
- ・ 企画提案審査（プレゼンテーション審査）は、企業ノウハウの流出防止及び委託候補者選定の公正性確保のため非公開とする。
- ・ 企画提案審査（プレゼンテーション審査）の実施詳細は企画提案者に別途通知する。

9 選定結果の通知・公表

- ・ 選定如何に関わらず、企画提案者にはそれぞれの審査結果を個別に通知する。
- ・ 企画提案プレゼンテーション審査における選定結果をもとに、やまなし縁結び応援センター

が委託候補者を決定し、当該事業者との契約手続きを行う。

- ・ 契約者は、やまなし縁結び応援センターの運営受託者である山梨県法人会連合会となる。
 - ・ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。
 - ・ 選定結果と契約内容は、契約締結後、山梨県のホームページ「婚活やまなし」で公表する。
- ※ ホームページでの公表の内容は、審査の基準、配点及び各企画提案者の審査の基準毎の得点と総合点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額等とする。ただし、契約者以外の企画提案者の名称は公表しない。

10 契約に関する事項

- ・ 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。
- ・ 山梨県財務規則第109条の2に該当した場合、契約保証金は免除する。
- ・ 企画提案書に記載された事項は、契約後においては、「やまなし結婚支援コーディネーター業務委託仕様書」と併せ、本件契約の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的のために修正すべき事項がある場合には、内容を追加、変更又は削除することがある。

11 その他

- (1) 企画提案及び契約手続き、並びに、業務実施におけるやまなし縁結び応援センターとの間で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の取り扱い
 - ・ 提案者がやまなし縁結び応援センターに提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する（契約後に仕様書として扱うものを除く）。
 - ・ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。
 - ・ 提出書類は返却しない。
- (3) 企画提案応募に関する費用負担
 - ・ 提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて提案者自身が負担すること。
 - ・ 契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しない。
- (4) 説明会
企画提案に関する説明会は行わない。
- (5) やまなし縁結び応援センターや県との連絡・調整
選定された場合には、やまなし縁結び応援センターや県の担当職員と密接な連絡・調整を行いながら業務委託を進めることとする。

12 本件に関する問い合わせ先

やまなし縁結び応援センター

住所 山梨県甲府市中央4-12-21

電話 055-234-5790

電子メールアドレス msc-yamanashi@abeam.ocn.ne.jp